

農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

平成三十年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

平成三十年九月十九日

2 登録番号

二十二

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

呉農業協同組合

2 代表者の氏名

重本 貞雄

3 主たる事務所の所在地

呉市西中央一丁目二番二五号

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う種類
森田 剛司	広島市南区大州五丁目四番一四号	玄米
濱崎 拓三	江田島市能美町中町一四八六番二号	玄米
甲木 大輔	安芸郡府中町柳ヶ丘八一番一三号	玄米
横山 明子	呉市上長迫町六番一五号	玄米